

総社市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

総社市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(総社市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 総社市職員の定年等に関する条例(平成17年総社市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、</u>職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する管理監督職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p>	<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職員に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>(定年に関する施策の調査等)</p> <p><u>第5条 略</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職</u>)</p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(以下「管理監督職」という。)は、総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号)第24条に規定する職員が占める職とする。ただし、第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員が占める職並びにその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職を除く。</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢</u>)</p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> (<u>他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準</u>)</p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第11条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管</u></p>	<p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p><u>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。</u></p> <p><u>第5条 削除</u> (定年に関する施策の調査等)</p> <p><u>第6条 略</u></p>

改正後	改正前
<p><u>理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等すること。</u></p> <p><u>2  別の職への降任等に該当する降任をするとき又は別の職への降任等に伴い降給をするときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条  任命権者は、別の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>に著しい支障が生じること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u>  <u>(特定管理監督職群による任用)</u></p> <p><u>第10条 前条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。</u>  <u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u>  <u>(延長した異動期間の期限の繰上げ)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。</u>  <u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u>  <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第14条 任命権者は、年齢60年に達する年度の3月31日以後に退職をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職(以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p>	

改正後	改正前								
<p>第15条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、任命権者が定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。 (その他)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。 (定年に関する経過措置)</p> <p>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 762 1093 911"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>3 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p>附 則 この条例は、平成17年3月22日から施行する。</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改 正 後	改 正 前

(総社市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 総社市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年総社市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年総社市条例第25号)第19条から第23条までに規定する報酬の額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減じる額が現に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年総社市条例第25号)第19条から第23条までに規定する報酬の額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年総社市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかか</p>

改正後	改正前
<p>にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内において規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で週休日を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> その者の在職期間及び勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>ならず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内において規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上。以下この項について同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で週休日を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>再任用短時間勤務職員</u> その者の在職期間及び勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

(総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 総社市職員の育児休業等に関する条例(平成17年総社市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総社市職員の定年等に関する条例(平成17年総社市条例第25号。以下この条及び第10条において「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</p> <p>(3) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)を延長された管理監督職(定年条例第6条に規定する管理監督職をいう。第10条第3号において同じ。)を占める職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総社市職員の定年等に関する条例(平成17年総社市条例第25号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総社市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>

(総社市職員給与条例の一部改正)

第5条 総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>1.1 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は, 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち, 当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に, 当該定年前再任用短時間勤務職員に係る総社市職員の勤務時間, 休日及び休暇に関する条例(平成17年総社市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は, これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員が, 正規の勤務時間が割り振られた日において, 正規の勤務時間を超えてした勤務のうち, その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項により定められ割り振られた1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については, 同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</u></p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>1.1 法第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は, その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち, その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>1.2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は, 前項の規定による給料月額に総社市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成17年総社市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は, これを切り捨てる。)とする。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員が, 正規の勤務時間が割り振られた日において, 正規の勤務時間を超えてした勤務のうち, その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項により定められ割り振られた1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については, 同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>3～5 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）でその職務の級が2級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第31条 第5条第3項から第10項まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(給料月額の取扱い)</p> <p>8 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、当該職員が60歳に達した日後における</p>	<p>3～5 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員（<u>再任用職員</u>を除く。）でその職務の級が2級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第31条 第11条、第12条及び第14条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p>

改正後	改正前
<p>最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。</p> <p>9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <p>(2) 総社市職員の定年等に関する条例（平成17年総社市条例第25号。以下この項及び次項において「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>(3) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（定年条例第6条に規定する管理監督職をいう。）を占める職員</p> <p>10 定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の</p>	

改正後										改正前									
<p>規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>1.3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>1.4 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項及び第27条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>1.5 附則第8項の規定により職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</p> <p>1.6 附則第8項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>										<p>規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>1.3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>1.4 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項及び第27条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>1.5 附則第8項の規定により職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</p> <p>1.6 附則第8項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>									
別表第1(第3条関係) 行政職給料表										別表第1(第3条関係) 行政職給料表									
職員 の区 分	職務 の級	1級 給料 月額 円	2級 給料 月額 円	3級 給料 月額 円	4級 給料 月額 円	5級 給料 月額 円	6級 給料 月額 円	7級 給料 月額 円	8級 給料 月額 円	職員 の区 分	職務 の級	1級 給料 月額 円	2級 給料 月額 円	3級 給料 月額 円	4級 給料 月額 円	5級 給料 月額 円	6級 給料 月額 円	7級 給料 月額 円	8級 給料 月額 円
号給										号給									
定年 前再 任用 短時	略									再任 用職 員以 外の	略								

改正後										改正前										
間勤務職員以外の職員										職員										
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	再任用職員										
	187,700	215,200	255,200	274,600							187,700	215,200	255,200	274,600						
備考 略										備考 略										
別表第2（第3条関係） 保育職・教育職給料表										別表第2（第3条関係） 保育職・教育職給料表										
職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額 円		2級 給料月額 円		3級 給料月額 円				職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額 円		2級 給料月額 円		3級 給料月額 円				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略									再任用職員以外の職員	略									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円		基準給料月額 円		基準給料月額 円				再任用職員		225,200		271,100						
		225,200		271,100																
備考 略										備考 略										

(総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 総社市職員の退職手当に関する条例(平成17年総社市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合</p>

改正後	改正前		
<p>計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（<u>法第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>同項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 略</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="192 943 1090 983"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（こ</p>	略	<p>計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（<u>法第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>前項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 略</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 943 2060 983"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（こ</p>	略
略			
略			

改正後	改正前
<p>れに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) 略 2～5 略</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 略 2～17 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定</p>	<p>れに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) 略 2～5 略</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 略 2～17 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が別に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長が別に定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の別に定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が別に定めるところにより、市長にその旨</u></p>	<p>する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が別に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長が別に定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の別に定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～17 略</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当</p>	<p>5～17 略</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当</p>

改正後	改正前
<p>の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった<u>場合には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（遺族の退職手当の返納）</p> <p>第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から</p>	<p>の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった<u>場合にあっては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（遺族の退職手当の返納）</p> <p>第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条にお</p>

改正後	改正前
<p>第6項までにおいて同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する総社市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額</p>	<p>いて同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する総社市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額</p>

改正後	改正前
<p>(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(退職手当の基本額に関する特例)</p> <p>4 当分の間、第3条から第5条までの規定に該当する退職をした者(次項から附則第7項までの規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とす</p>	<p>(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった<u>場合にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、第3条から第5条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p>

改正後	改正前
<p>る。<u>この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第4項」とする。</u></p> <p>5 <u>当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第11項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 <u>当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第10項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>7 <u>当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条又は附則第10項の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</u> <u>(給料月額の変動に関する特例)</u></p> <p>8 略 <u>(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)</u></p> <p>9 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「第5条又は附則第9項」とする。</u></p> <p>10 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「第5条又は附則第10項」とする。</u></p> <p>11 <u>総社市職員給与条例附則第8項の規定による職員の給料月額の改定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の変動改定に該当しないものとする。</u></p>	<p>5 <u>当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で、第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>6 <u>当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第4項の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>7 略</p>

改正後	改正前
<p>1 2 <u>当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表及び第6条の3の表中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u></p> <p>1 3 <u>当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「から6月前までに」とあるのは「までに」と、同条の表及び第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</u></p> <p>1 4 <u>当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に掲げる者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」と、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とする。</u></p> <p>1 5 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>1 6 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第6条の3の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日にお</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>るその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、<u>100分の2</u>」とあるのは「<u>100分の2を60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合</u>」とする。</p>	

(総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年総社市条例第209号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2及び3 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第4条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2及び3 略</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第4条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年総社市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(報告事項)	(報告事項)

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

（総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年総社市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>総社市職員の定年等に関する条例（平成17年総社市条例第25号。次号において「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</u></p> <p>(5) <u>定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（定年条例第6条に規定する管理監督職をいう。）を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 総社市職員の定年等に関する条例（平成17年総社市条例第25号）<u>第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) 略</p>

改 正 後	改 正 前
3 略	3 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 第6条中総社市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定及び附則第14条第2項の規定
- (2) 附則第11条の規定

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の総社市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の総社市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後に退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

- (4) 前号に該当する者として旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後に退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第14条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に新条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 前号に該当する者として暫定再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）
- 3 前2項の規定により採用する者の任期の初日は、当該者が当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達する日の属する年度の翌年度の4月1日以降でなければならない。
- 4 第1項若しくは第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項若しくは第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 5 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 6 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新条例第15条第1項に規定する組合（次項並びに附則第6条第1項及び第2項において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第14条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定

年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第14条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第6項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第15条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第6項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第14条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第14条又は第15条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第14条又は第15条第1項の規定により採用された職員(以下この条及び附則第13条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(改正後の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第12条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下この条において「新勤務条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務条例の規定を適用する。

(改正後の総社市職員給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員(附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。))を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条の規定による改正後の総社市職員給与条例(以下この条において「新給与条例」という。)第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を新給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

3 前2項に規定するもののほか、暫定再任用職員は、新給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定

(第5条第3項から第11項まで、第11条、第12条及び第14条の規定を除く。)を適用する。

(改正後の総社市職員の退職手当に関する条例における経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の総社市職員の退職手当に関する条例(次項において「新退職条例」という。)第2条第1項に規定する第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、同項の規定を適用する。

2 新退職条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項に規定する事業を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(改正後の総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第15条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この条において「新水道条例」という。)第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新水道条例の規定を適用する。

2 新水道条例第4条、第6条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(改正後の総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第16条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、第8条の規定による改正後の総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

(総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年総社市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による新条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の総社市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、<u>総社市職員の退職手当に関する条例第2条の4</u>から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第4項から第7項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による新条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の総社市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、<u>新条例第2条の3</u>から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの</p>

改正後	改正前
者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 3～9 略	規定による退職手当の額とする。 3～9 略

(総社市職員の再任用に関する条例の廃止)

第18条 総社市職員の再任用に関する条例(平成27年総社市条例第1号)は、廃止する。